

在宅医療の体制（第8次医療計画の見直しのポイント）

要 旨

- 今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進める。「在宅医療において継続的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の領域を設定する。
- 在宅医療患者の発生時に適切に対応するための情報共有や連携を進める。また、看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める。平時から在宅医療に係る関係機関の連携体制の構築を進め、災害時における業務継続計画(BCP)の策定を推進する。
- 医師・歯科医師の定期的な訪問と適切な評価に基づき指示による、在宅医療患者への医療・ケアの提供を進める。在宅医療における各関係の機能・役割について明確にする。

在宅医療の提供体制



- 図は、災害時に対し、医師診療及び訪問看護に必要な備品の確保等も提供する。医師診療は、国から提供を受けたデータを基に、在宅介護の提供体制も構築しながら在宅医療の体制整備を進める。
- 「在宅医療において継続的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について、それぞれが担うべき機能や役割を整理する。
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」との連携を進める。

急変時・看取り、災害時等における連携体制

- 在宅医療における急変時等に対応する拠点として消防機関や救急本部を行う医療機関も明確化するとともに、地域の在宅医療の領域の関与の役割を定む。
- 災害時においては、各関係機関での連携が重要になることから、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等において平時から連携を進めるとともに、国が策定したガイドラインや事業等と連携しながら、業務継続計画(BCP)の策定も推進する。

The diagram illustrates the coordination system during emergencies. It shows the flow of information and coordination between '在宅医療の提供体制' (Home Medical Care Provision System), '在宅医療の提供体制' (Home Medical Care Provision System), and '在宅医療の提供体制' (Home Medical Care Provision System). It also includes a box for '在宅医療の提供体制' (Home Medical Care Provision System) and a box for '在宅医療の提供体制' (Home Medical Care Provision System).

在宅医療における各関係の関わり

- 訪問診療について、適切な役割を担う医療機関との連携推進、ターミナルケア等の機能や役割に留意した整備や、事業所間の連携、業務標準化等について取組を進める。
- 歯科診療所と後方支援機関を担う歯科医療機関との連携を促し歯科連携の体制構築を進めるとともに、歯科衛生士の確保、診療時間歯科診療への関わりについて明確化する。
- 多様な関係の事業者への対応やターミナルケアへの準備等の観点から、在宅医療に関する関係機関の連携強化を図り、事業所間連携の構築、小児在宅、24時間対応が可能な関係の整備を進め、在宅医療に必要な事業所等の体制構築を推進する。
- 在宅医療患者が自宅において急病等の状態・症状を認る観点から、119及び1125サービスセンター等の連携が重要であり、その機能・役割について明確化する。
- 在宅医療患者の状態に応じた緊急対応を迅速に行うために、管理栄養士が配置されている在宅医療支援機関や介護ケア、ステーション等の活用を促した訪問看護事業推進の体制整備が重要であり、その機能・役割について明確化する。

国指針の概要（在宅医療分野）

○ 現行の県医療計画と次期計画策定に向けての国指針の比較

区分	第8次 静岡県計画	次期計画に向けての国指針	
		方向性	国指針の概要
在宅医療の圏域	2次医療圏	地域の実情に応じて設定	2次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制(重症例を除く。)や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう(中略)市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源の実情に応じて弾力的に設定
積極的役割を担う医療機関	位置付け無	位置付ける	在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院等の地域において在宅医療機関を担っている医療機関 ※自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所
必要な連携を担う拠点	位置付け無	位置付ける	地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれか ※市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業において実施される取組との連携を図ることが重要

在宅医療の圏域とは（国研修会資料から）

在宅医療の圏域の設定単位の考え方

厚生労働省「在宅医療の推進に関する取組方針」
 平成27年12月17日
 厚労省医務課
 資料

○ 在宅医療の圏域は、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」や「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の配置状況や、地域包括ケアシステムの観点も踏まえた上で、医療資源の整備状況や介護との連携の在り方が地域によって大きく異なることを勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制（重症例を除く）や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。



他県状況調査 在宅医療圏（福岡県調査6/2速報値）

●福岡県が実施した都道府県調査（6/2とりまとめ、回答46/47都道府県） ◎まとめ

区分	現行		次期計画	
在宅医療圏	2次医療圏	25	2次医療圏	18
			市町又は複数市町	1
			郡市区医師会又は市町	1
			郡市区医師会に実態反映	1
			検討中	4
	市町村	9	市町村	6
			4つの場面ごとに設定	1
			検討中	2
	郡市区医師会	4	郡市区医師会	3
			保健所又は市町村	1
	保健所	2	保健所	2
	その他	6	現行を維持	3
			2次医療圏	3
合計	46		46	

次期計画	数
2次医療圏	21
市町村	6
保健所	2
郡市区医師会	2
その他	9
検討中	6
	46

方向性	数
現状維持	32
新規設定	3
圏域細分化	5
圏域統合	-
検討中	6
	46

在宅医療において積極的役割を担う医療機関とは（国研修会資料から）

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の記載事項

厚生労働省
「在宅医療の推進に関する取組
方針」

平成31年第1回シニアサ
サートセンター企画委員会
資料4-3

- 「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療に「在宅医療の体制構築に係る指針」において、積極的役割を担う医療機関」を、医療計画へ位置付けること。
- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の目標や求められる事項において、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の目標や求められる事項と重複している内容がある。

＜「在宅医療の体制構築に係る指針」＞

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機関との連携

(5) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も受けながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所等、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として期待されること。注：同指針においては、各医療機関が関係行政機関等と連携して取り組むこと、各医療機関が連携強化の取組を推進すること。

② 目標

※ 以下は「在宅医療において積極的役割を担う施設」の記載に該当する内容

- ・ 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- ・ 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- ・ 災害時および災害に備えた体制構築への対応を行うこと
- ・ 患者の退院への支援を行うこと
- ・ 患者の看取りへの支援を行うこと

③ 在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項

- ・ 医療機関（特に一人の医師が勤務している診療所）が必ずしも対応しきれない要望や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
- ・ 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関と連携を続けること
- ・ 医師研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ・ 災害時にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等と災害時等の支援を行うこと
- ・ 地域住民支援センター等と連携し、ケア、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや療養の負担軽減につながるサービスを選択的に紹介すること
- ・ 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が改善した際の受入れを行うこと

【参考】事業計画策定に際しては、医療機関ごとに「在宅医療において積極的役割を担う施設」の記載事項を踏まえ、連携強化の取組を推進すること。

在宅医療において積極的役割をになう医療機関（国指針の候補の比較）

診療報酬上の施設区分である4医療機関（在宅療養支援病院(診療所)、在宅医療養後方支援病院、地域包括ケア病床を有する病院）について、達成状況は下記のとおり

要件	在宅療養支援診療所	在宅療養支援病院	在宅療養後方支援病院	地域ケア病床を有する病院
県内の医療機関数(RS.2厚生局指定状況)	373	26	5	45
夜間、医師不在時の患者急変時等に診療の支援を実施	○	○	○	×
在宅移行する患者のため各サービスが十分確保できるよう関係者へ働きかける	×	×	△ 連携医療機関との 情報交換は実施	△ 在宅復帰に係る 連携配置
BCPを策定し、他の医療機関に対してBCP策定支援を行う	×	×	×	×
地域包括支援と連携し、療養に必要な各サービスや家族等の負担軽減のサービスを紹介	×	×	△ 連携医療機関との 情報交換は実施	×
患者急変時の受け入れを実施 ※入院機能を有する医療機関のみ	○ 連携先も可	○	○	○
在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努める ※国庫研修制度の地域医療研修	×	×	×	×

○：診療報酬上対応、△：診療報酬上一部対応、×：診療報酬上求められていない

参考：福岡県が実施した都道府県調査(6/2とりまとめ、回答46/47都道府県)

(重複あり)

区分	在支病、在支診		在後病	地ケア病床	その他	定めなし	検討中
		うち機能強化型					
現行	8	2	2	0	7	34	-
次期計画	30	14	8	1	8	0	29

「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の記載事項

- 「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①通院支援、②日常生活支援、③通院時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を、医療計画に位置付けることとされている。
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に求められる事項において、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の目標や求められる事項と重複している内容がある。

＜「在宅医療の体制構築に係る指針」＞

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 在宅療養との連携

【6】 在宅医療に必要な連携を担う拠点

前記（1）から（4）までに掲げる目標の達成に向けて、地域の状況に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医療連携協議会、保健所、市町村等の主体のいづれかが在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。

在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図る事が重要である。

特に、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点が同一となることも想定される。さらに障害福祉に係る相談支援の取組との協働性を図り、事前に市町村と十分に連携することが重要である。

なお、地域の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも想定される。



- 【目標】
- ・ 各種連携による協力的かつ協力的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
 - ・ 在宅医療に必要となる人材育成を行うこと。在宅医療に必要となる地域住民への普及啓発を行うこと。
 - ・ 行政機関及び民間と連携した連携体制の構築を行うこと
- 【在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項】
- ・ 積極的役割を担い介護、障害福祉との連携強化による連携を協力的に構築し、在宅医療における連携体制の構築、医療体制の連携強化の取組の強化並びに人材育成の取組等を実施すること。
 - ・ 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療機関及び介護、障害福祉センターと連携し、在宅医療の提供体制を構築し、地域包括支援センターで障害者相談支援事業所等と連携し、行政機関との連携強化を図ること。障害福祉サービスに必要となる人材を積極的に育成すること。関係機関との連携を行うこと。
 - ・ 関係機関が在宅医療に積極的に参加すること。関係機関の連携による連携体制の強化を図ること。
 - ・ 在宅医療に必要な人材の育成、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や啓発活動を行うこと。
 - ・ 在宅医療に必要な地域住民への普及啓発を実施すること。

※ 赤字は「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の目標と重複する事項

在宅医療を推進するための拠点（国指針の候補の比較）

区分	市町	保健所	都市医師会
利点	・高齢者の在宅医療・介護連携推進事業を実施	・医療関係の業務に明るい	・一部都市医師会で、在宅医療・介護連携推進事業を市町から受託
課題	・高齢者以外の対象者に対するノウハウ不足 ・マンパワー不足	・高齢者の在宅医療・介護連携推進事業との連携が困難 ・マンパワー不足 ・高齢者施策の関係業務業務をになっていない	・都市医師会での取組に濃淡 ・独立の事務局がない都市医師会あり ・本件に限らず、業務受託能力がありそうな団体は都市医師会の半数程度
課題解決の手法(案)	・高齢者以外の部分、県や都市医師会と連携	・委託事業によりコーディネーター等を配置（県看護協会、県ケアマネ協、県SW協等の専門職団体へ委託し専任人員派遣を依頼）	・委託事業によりコーディネーター等を配置（県看護協会、県ケアマネ協、県SW協等の専門職団体へ委託し専任人員派遣を依頼）

●福岡県が実施した都道府県調査(6/2とりまとめ、回答46/47都道府県)

(重複あり)

区分	市町	保健所	都市医師会	在宅病、在宅診	その他	定めなし	検討中
現行	4	3	4	0	6	37	-
次期計画	20	6	17	1	9	0	25

今後の進め方

- (6月14日 シェアサポートセンター企画委員会で国方針説明)
- 7月中 地域医療協議会、地域包括ケア推進ネットワーク会議
圏域会議で国方針説明、意見聴取
- 7月下旬 地域医療協議会等の意見を参考に方向性の検討
- 8月中 関係機関へのアンケート（意向把握等）
- 8月30日 県医療審議会へ方向性の報告
- 9月下旬 シェアサポートセンター企画委員会へアンケート結果等を報告
- 10月以降 地域医療協議会等へアンケート結果等の報告
- 2月下旬 シェアサポートセンター企画委員会へ各圏域の検討結果
報告
- 3月26日 県医療審議会へ報告